

[事案 26-193] 契約無効請求

・平成 27 年 8 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったことなどを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 8 月に契約した一時払終身保険について、募集人（信託銀行職員）から、契約時に初期費用がかかること、将来金利が上昇した場合には解約時に 100 万円以上の損失が生じる商品であることの説明を受けていないので、支払った一時払保険料から、受領済みの解約払戻金を控除した残金を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、募集資料を用いて契約の内容や各種リスクについて説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に契約時の費用、解約時の損失について説明不足があったとは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 事情聴取で確認した申立人の保有金融資産の額や募集銀行において把握ができた保有金融資産の額によると、本契約の加入によって、元本割れの危険性のある金融資産が申立人の保有金融資産に占める割合で高率になる可能性がある。
- (2) また、申立人の収入は年金とパート代であることからすると、本契約が申立人の財産の状況に適合するものであるかどうかの十分な検討が、申立人と募集人においてなされるべきであった。